

住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン

平成22年2月

環 境 省

目 次

| | |
|-------------------------------|----|
| I はじめに..... | 1 |
| II 本ガイドラインをご覧になる方へ..... | 1 |
| III 飼い主の心構え..... | 2 |
| 1. これから犬や猫を飼い始める方へ..... | 2 |
| 2. 飼い主の責任..... | 5 |
| (1) 犬や猫の安全の確保..... | 5 |
| (2) 健康管理..... | 7 |
| (3) 人と動物の共通感染症..... | 7 |
| (4) 高齢犬、高齢猫..... | 7 |
| 3. しつけ..... | 8 |
| 4. 災害時の備え..... | 8 |
| IV 住宅密集地における犬及び猫の飼育..... | 9 |
| 1. 犬を飼うとき、猫を飼うとき..... | 9 |
| 2. 複数頭飼育の際に注意しなければならないこと..... | 10 |
| 3. 室内飼いの際に注意しなければならないこと..... | 11 |
| 4. 犬の散歩時に気をつけること..... | 11 |
| 5. 集合住宅における犬及び猫の飼育..... | 12 |
| (1) これから集合住宅で犬や猫を飼い始める方へ..... | 12 |
| (2) 集合住宅における飼育の注意事項..... | 13 |
| (3) 飼い主の会(ペットクラブ)..... | 14 |
| V 地域猫..... | 16 |
| 1. 飼い主のいない猫の現状..... | 16 |
| 2. 地域猫活動..... | 16 |
| 3. 地域猫活動の実際..... | 16 |
| (1) それぞれの役割..... | 16 |
| (2) 地域の合意..... | 17 |
| (3) 活動のルール作り..... | 17 |
| (4) エサやり..... | 17 |
| (5) トイレの設置..... | 18 |
| (6) 不妊去勢手術..... | 18 |
| (7) その後の管理..... | 18 |
| (8) 猫の譲渡(飼い猫化していくために)..... | 18 |
| VI 迷惑防止策..... | 19 |
| VII 困ったときの相談先..... | 20 |

I はじめに

日本の犬や猫の飼育頭数は、一般社団法人ペットフード協会の推計によると約2,700万頭にも達しており、未成年者の数よりも多くなっています。ペットとして飼育される犬や猫の位置づけや役割も変化し、家族の一員、パートナーとして扱われるようになってきています。

一方で、飼育頭数の増加及びライフスタイルの多様化とともに、種々の環境で犬や猫が飼育されるようになり、不適正な飼育などから飼い主とその近隣住民などとの間でトラブルが発生し、しばしば感情的な対立を引き起こすようになってきています。このような状況を未然に防止していくために、必要に応じて行政と地域が協力してルール作りを進めることが期待されます。

本ガイドラインでは、人と人の距離や人と犬や猫の距離が近く、人と犬や猫とが共生していくために種々の配慮が必要となってくる住宅密集地(集合住宅を含む)において、人と犬や猫が調和した快適な居住環境の維持向上、そして人と犬や猫が共生できる町づくりを図るための基本的なルールを示すことを目指しました。

II 本ガイドラインをご覧になる方へ

犬や猫を飼育する際には、命あるものである犬や猫の適正な飼育に責任を負う者として、動物の生態、習性及び生理を理解し、愛情をもって取り扱うことが大切です。

さらに、犬や猫を住宅密集地(集合住宅を含む)で飼育するようになると、種々の価値観や感情を持つ人々の社会の中で、適正な犬や猫の飼育に関するルールが必要となります。このため、犬や猫の飼育について周囲の人々とともに考えることも必要になってきました。

本ガイドラインは、犬や猫の飼い主だけでなく、これから飼い主になる人や地域の住民が、共通の理解をもって犬や猫と暮らしていくための方法について記載しています。

また、飼い主がいない動物に対する無責任なエサやりなどの行為により、みだりな繁殖、ふん尿による被害の増加など、動物の愛護及び管理上好ましくない事態を引き起こす場合があることについても十分に留意する必要があることから、本ガイドラインでは、飼い主のいない猫の扱い方についても基本的な事項を記載しました。

本ガイドラインは、一般市民の方々が、住宅密集地で犬や猫を飼育する場合の参考にさせていただくとともに、自治体においてマニュアルなどを作成する場合の参考にさせていただくことを想定しています。

なお、本ガイドラインでは、以下のように用語を定義します。

- 住宅密集地

都市部、地方に限らず、住宅などの建物間の距離が近く、生活環境が密接な関係にある地区。ここでは、集合住宅(マンション、アパート)も住宅密集地に含めています。

- 飼い主

動物の所有者又は占有者(動物の飼育又は保管をする者)

III 飼い主の心構え

1. これから犬や猫を飼いはじめる方へ

近年犬や猫は、一方的に愛情を注いだり、姿やしぐさを楽しむだけの存在ではなく、ともに暮らし、時には心を通い合わせる人生のパートナーとなってきています。

その一方で、間違った飼い方をしたために、動物の存在が飼い主や周囲の人達へのストレスやトラブルの元となったり、アレルギーなど様々な病気の原因になる事例も発生しています。

犬や猫を飼うことは、その一生について責任をもって面倒を見ることです。犬や猫は人間と同じように命ある存在です。世話は休みなく続きます。意志と感情を持ち、必ずしも飼い主の思い通りになりません。しかも、犬や猫の起こしたトラブルは、全て飼い主の責任です。

犬や猫を飼うのに愛情はもちろん必要ですが、「かわいい」という気持ちだけでは生き物は飼えません。生態や習性を理解し、自分が最後まで責任を持って飼えるのか、飼い始める前によく考える必要があります。

以下に、飼う前に考えるポイントを掲げます。

① あなたの住まいは犬や猫を飼える住居ですか？転居や転勤の予定はありませんか？

あなたの住まいが犬や猫を飼える住居であることは、必要不可欠です。集合住宅の多くはペット飼育が禁止されています。最近ではペット飼育可のマンションなども増えてきていますが、その場合でも、規約で飼える動物の種類、大きさ、頭数などが定められていることがほとんどです。

様々な住民がいる集合住宅は、飼い主のマナーと社会性が厳しく問われます。「こっそり飼ってしまおう」、「みんなが飼っているから」などと自分勝手にルールを無視したり、近隣に迷惑をかけたたりすることは慎んでください。

借家や社宅などの場合は、所有者の許可が必要です。持ち家の場合でも、広さや家屋の状態に合わせて犬や猫の種類や数を考えなくてはなりません。

今の住居が犬や猫を飼える環境だとしても、転居や転勤の予定があるなら慎重な判断が必要です。

② あなたの飼いたい犬や猫はあなたのライフスタイルに合っていますか？

あなたはどんなライフスタイルを持ち、どんな目的で犬や猫を飼うのでしょうか。

一緒にキャンプに出かけたりアウトドアを楽しみたい人には、陽気な大型犬が素敵なパートナーになるかもしれませんし、家の中で愛らしい仕草を眺めたりふれあいを楽しみたい人には、小型犬や猫がいいかもしれません。

人が時間をかけて目的別の品種を作り出してきた犬や猫では、生態や必要な世話が品種によっても大きく違ってきます。

見た目やイメージに惑わされることなく、品種の特性をよく理解して、自分のライフスタイルと目的に合っているか、冷静に判断してください。

③ あなたの家族は全員犬や猫を飼うことに賛成していますか？

犬や猫を飼うのに、家族の理解と協力は不可欠です。あなたが突然の病気やアクシデントに見舞われたときも、家族の協力があれば乗り越えることができます。

また、犬は群れで生活する習性をもつので、家族を自分の群れのメンバーと考えています。家族の誰かが自分を嫌ったり無関心でいたりすることは大きなストレスになり、問題行動の原因となることもあります。

犬や猫を飼うには、家族の全員が飼うことに同意している必要があります。

④ 動物に対するアレルギーを持っている人は家族にいませんか？

犬や猫を飼い始めたら、喘息や皮膚の湿疹など、家族にアレルギー症状がでたというケースがあります。家族にアレルギー体質の人がいる場合は、動物の毛やふけ、排泄物などにアレルギー反応を起こす可能性があるため、飼う前に医師に相談するなど慎重な判断が必要です。

⑤ 毎日欠かさず世話に時間と手間がかかりますか？

犬や猫は生きていくための全てをあなたに依存しています。しなくてはならない世話はたくさんあり、これらをこなす時間が必要になります。

子供にせがまれてという場合は、犬や猫が成長しても子供に世話ができるかどうか、また子供の進学、就職、転居などで、結局は保護者が世話をするようになるケースが多々ありますから、保護者自身が犬や猫の世話をし、必要なしつけをするつもりがないのであれば、飼うことは控えるべきでしょう。

⑥ あなたの体力で世話ができますか？

犬や猫の世話には体力も必要です。犬では、品種によって毎日の必要な運動量が異なります。

二人暮らしの熟年夫婦が、新しい家族として犬や猫を飼うような場合は、自分たちが歳を重ね、犬や猫も老いたときの世話や介護のことも考えて、種類や大きさを選んでください。

⑦ 近隣に迷惑をかけないように配慮できますか？

犬や猫の鳴き声、臭い、ふんの放置は、多くの地域で近隣トラブルの元となっています。近隣に迷惑をかけないために、ふんの始末はもちろん、適切なしつけや防音対策などもしなくてはなりません。

⑧ 犬や猫の一生にかかる費用を考えてみましたか？

犬や猫を飼うには、購入代金だけでなく、その後もお金がかかります。

- 食費

犬や猫は成長するにつれてフードの量も質も変わります。高齢や病気のときなどには特別なフードが必要になります。

- ペット用品・設備費

首輪や食器、ケージなどの用品、設備費がかかります。初期費用だけでなく、買い替え、修理費、光熱費など維持管理にかかる費用も考えてください。

- 健康管理費

ワクチン接種、定期的な健康診断、各種病気の予防、ケガや病気の際の治療、不妊去勢手術などの医療費がかかります。定期的なトリミング(毛のカット)や爪や歯の手入れが必要な品種の場合は、その費用がかかります。

- その他

犬では狂犬病予防法に基づき、登録の費用が必要となるほか、毎年狂犬病予防注射の接種が必要になります。

特別な訓練・調教・しつけなどが必要な場合は、その費用もかかります。

⑨ 生涯にわたる計画をたててみましたか？

生涯とは、犬や猫の生涯とともに、あなたの生涯のことも含まれます。

犬や猫は十数年以上生きます。犬や猫が高齢になったときの介護のことも考えておかななくてはなりません。大型犬が寝たきりになった場合などには、病院に運んだり、ふん尿の世話に大変な労力が必要になります。

進学、就職、転居、結婚、出産・・・人生には様々な転機があります。将来予測できる生活の変化があった時に犬や猫を飼い続けることができるか、よく考えてみてください。

⑩ 万一、飼えなくなったときのことを考えていますか？

明らかに飼えない状況になることがわかっているのに、飼い始めてしまうのは無責任といえます。また、あなたが突然入院してしまったり、最悪の場合亡くなってしまったり、不幸なアクシデントもあるかもしれません。

代わりに飼ってくれる人を見つけておくなど、万一のとき、あなただけを頼りとして生きている命をいかに守っていくかも考えておくべきことといえるでしょう。

⑪ どこから犬や猫は入手しますか？

ペットショップやブリーダーなどから購入するのが一般的ですが、保健所などの動物保護施設や動物保護ボランティアなどからの入手も是非考えてください。

わが国では、子犬や子猫の時期から飼い始めることに人気がありますが、子犬や子猫は病気になりやすく、食事や排泄などもより細かな世話が必要になります。それに対して成犬や成猫は、大きさや性質が分かっている食事の世話などが子犬や子猫に比較して楽であるという利点があります。

犬や猫には、生後3～12週齢の「社会化期」があります。この社会化期は、親兄弟と過ごし、

犬や猫としての基本的なことを学び、人間やその他の動物、様々な環境を経験することによって社会性(相手や状況に応じた適切な行動をとる能力)を身につけるために重要な時期です。

犬同士、猫同士の付き合い方を学ぶために子犬、子猫は親元で離乳を終えてから入手するようによみましょう。

また、「動物の愛護及び管理に関する法律」(動物愛護管理法)では、ペットショップなどの販売業者は、動物取扱業としての登録を行い、登録番号などを標示するとともに、販売時に動物の特徴や飼育方法、関係法令の規制などについて文書を交付して説明することが義務づけられています。ペットショップなどから購入する際には、動物愛護管理法を遵守している業者から購入してください。

2. 飼い主の責任

(1) 犬や猫の安全の確保

飼っている犬や猫の安全を守るのは飼い主の責任です。

1年間に全国で6万頭以上の犬が路上を徘徊していたり、迷い込んできたりして保護(抑留)されています。また、自治体には迷子になった犬を探す飼い主からの問い合わせが数多く寄せられています。犬が迷子になる原因のほとんどは、飼い主の不注意やアクシデントです。

放し飼いの猫は、交通事故などの危険に常にさらされているだけでなく、感染症などの病気で動けなくなることも多くあります。去勢措置をしていないオス猫は、他のオス猫とのケンカで大けがを負って動けなくなったり、ケンカに負けてその地域を追い出され、家に帰れなくなることがあります。

① 放し飼いをしない

動物愛護管理法や都道府県などの条例に基づき犬の放し飼いは原則禁止されています。

外出の際には犬は必ずリードをつけましょう。散歩中や外出先では、どんなアクシデントに遭うかわかりません。ノーリード(リードをつけない、またはリードを外した状態)の結果、迷子にさせてしまうのは飼い主の責任です。万一の場合に備えて「オイデ」など呼び戻しができるようにしつけをしておくことも重要です。

猫は屋内で飼うようにしましょう。環境を整えれば、猫は屋内だけで心身ともに健康に過ごすことができます。

② 迷子にしないために

ほとんどの動物は大きな音が苦手です。雷や花火などでパニックになって外に飛び出さないように、対策をとりましょう。屋内や庭で飼っている犬や猫がドアや門の隙間などから脱走しないように、戸締りにも注意しましょう。

また、首輪が弛んですっぽり抜けてしまったり、鎖やリードが古くなって切れた例も多くあります。首輪などは定期的に点検しましょう。

ケージ内で飼う場合は、ケージの開閉時に飛び出したり、ケージの不具合箇所から脱走したり

しないように取り扱いや保守点検に留意しましょう。

迷子や徘徊で保護された犬や、ケガを負って保護された猫も、飼い主が法律を守って鑑札や迷子札、マイクロチップをつけていればその多くは殺処分されことなく家に帰れたはずです。

また、大地震などの災害発生時に飼い主とはぐれても、所有明示があれば見つけ出せる可能性が高くなります。

- 鑑札、狂犬病予防注射済票

狂犬病予防法により、犬を飼い始めたら登録と狂犬病予防注射をし、鑑札と注射済票を装着することが飼い主に義務付けられています。鑑札と注射済票には固有の番号が刻印してあり、登録された飼い主がわかるようになっています。

ご相談は、市区町村の窓口へお願いします。

- 迷子札

飼い主の氏名、電話番号などの連絡先を記した首輪や名札、マイクロチップなどを装着するようにしましょう。

- マイクロチップ

動物の個体識別を可能にする電子標識器具です。

専用のインジェクター（挿入器）で犬や猫の皮下に埋め込んで使用します。埋め込みは通常の皮下注射と同様で、獣医師が行います。世界共通の15桁の数字が記録されており、読取器で番号を読み取り、個体識別が可能になります。一度装着すれば、生涯脱落することのない、確実性の最も高い方法です。

③ 不妊去勢手術

繁殖にかかわる事柄は、犬や猫が迷子になる大きな原因のひとつです。

猫は全国の自治体で毎年約20万頭が収容されており、その多くが殺処分されています。殺処分される猫のほとんどは、繁殖制限をされていなかったために生まれた子猫です。

発情したメス犬やメス猫の臭いは、オス犬やオス猫を交尾行動に駆り立てます。猫は普通年に2～3回発情し、メスとの交尾をめぐり、オス同士のケンカが起こります。メス犬やメス猫も発情期は落ち着きをなくします。いつもはおとなしい室内飼いの猫が、突然家を飛び出すこともあります。

自由に繁殖できる状況では、あっという間に数が増えてしまいます。しかし、動物を飼う空間や、世話をする人手や時間、経済的条件は限られています。次々と生まれてくる動物を全て飼うのも、責任ある新しい飼い主を探すのも限界があります。

不妊去勢手術は、なるべく早期に実施することが有効です。最初の発情の前に行えば、一生繁殖に関するストレスから解放し、安定した生活をおくらせることができます。

※健康面でのメリット

動物の病気やケガには、繁殖行動や性ホルモンに関係しているものが多くあります。不妊去

勢手術により多くの病気のリスクが軽減され、より健康に長生きすることができます。

メスでは不妊手術により、発情・妊娠・出産による肉体的負担や、交尾でうつる病気、生殖器の病気、性ホルモンの影響による病気のリスクが少なくなります。

オスでは、去勢手術により性ホルモンによる攻撃性や支配性を抑えたり、精巣の病気や交尾でうつる病気、性ホルモンの影響による病気のリスクが少なくなります。

※行動面でのメリット

不妊去勢手術により一般におだやかな性格になります。特にオスでは、ほかのオスや人に対する攻撃や、マーキングが少なくなり、ケンカでケガを負ったりすることも少なくなります。

(2) 健康管理

毎日の世話を通して、犬や猫の様子や飼育環境をよく観察しましょう。犬や猫の食欲、動作、表情などに異常がないか気を配ります。特にふんの状態の観察と、体を触って異常の有無を確認することは重要です。異常が見つかったら、早めに獣医師に相談しましょう。

犬や猫には感染症や生活習慣病など、人と同じように、たくさんの病気があります。犬や猫の状態を確認するための定期的な健康診断と予防接種をすることが大切です。普段からかかりつけの動物病院を決めて、いろいろ相談しておきましょう。

人と動物では食べるものが違います。たまねぎやチョコレートなど、人が普通に食べるものでも、犬や猫には害になるものがあります。観葉植物にも食べると害になるものがあります。塩分の摂りすぎや肥満にも注意しましょう。

また、飼育環境の中で、ケガをする可能性があるなどの問題がある箇所を見つけたら、すぐに改善するようにしましょう。

(3) 人と動物の共通感染症

人と動物の共通感染症とは、動物から人へ、人から動物へお互いに感染する病気のことです。世界では200種類以上が確認されていて、そのうち約60種類が日本国内でも発生しています。犬や猫の場合は、一般的な衛生対策を守ればほとんどの病気は予防できます。

- 口移しや同じ食器で食べ物を与えない
- 口づけなど過剰な接触をしない
- 犬や猫に触った後と、飲食の前には手を洗う
- 排泄物はすぐに片付け、処理の後には手を洗う
- 犬や猫の健康と衛生的な飼育環境を保つ

(4) 高齢犬、高齢猫

獣医療の進歩と食生活や生活環境の改善により、犬や猫の寿命は、年々延びています。一般社

団法人ペットフード協会の資料によると、犬や猫全体の約3割が10歳以上の老齢で、シニアと言われる7歳以上の犬や猫が半数程度を占めるようになってきています。一般に動物が高齢になると、視力、聴力、嗅覚などの感覚が衰え、動きが鈍くなり、睡眠や休憩している時間が長くなります。

高齢の犬や猫の世話には、これまで以上に注意を払いましょう。消化機能が低下してきますから、フードにも気を配り、大きさや固さなどを考慮して、食べやすく栄養バランスのとれたフードを与えましょう。

また、老いに伴う様々な症状が現れて、介護が必要になることもあります。老い方やそれに伴いどんな問題が出てくるかは、個体によって異なります。いわゆる認知症の症状を示すこともあり、異常な食欲、無駄吠え、飼い主の姿が見えなくなると鳴く、目的無く歩き続ける、不適切な排泄など様々な症状が現れます。症状によって必要な対策や介護も異なりますから、問題の原因を探りながらひとつずつ対処していくことになります。

身体的な問題はかかりつけの獣医師とよく相談しましょう。介護グッズもいろいろなものを試してみ、一番合ったものを使用しましょう。

3. しつけ

犬や猫が人間社会で生活していく場合、人と犬や猫の良い関係を築いていくために、そして周囲の迷惑にならないように、体型の大小にかかわらず、しつけは欠かせません。犬については、家庭内のルールとコミュニケーションの取り方、社会性を身につけさせるため、無駄吠えの防止、甘噛みのコントロール、「オイデ」、「マテ」といった基本的なしつけをしましょう。

犬や猫のことを勉強して、本能や習性を正しく理解してください。過度にかわいがり擬人化するようなことは、犬や猫にとっても不幸な結果になります。愛情を注ぎつつも、犬は犬として、猫は猫としてつきあっていくことが必要です。

4. 災害時の備え

地震などの災害が起きた時、人と同じように動物も被災します。避難場所には多くの方々が家族の一員である動物と一緒に避難してくるでしょう。しかし、避難所では動物が嫌いな方や動物の毛などによるアレルギーの方などと共同生活することになります。避難所で犬や猫が人の迷惑にならないよう日頃から準備をしておくことが必要です。

- 迷子札の装着

災害時に迷子にならないよう、犬に鑑札をつけることはもちろんですが、迷子札やマイクロチップを装着しておきましょう。

- 災害時に必要なしつけ

災害時に安全に避難するためには、周りへの配慮のためにも基本的なしつけができていないといけません。犬は「マテ」「オスワリ」などの基本的なしつけのほかに、こわがらずにケージに入ることができるようにしておくことも必要です。

- 災害時に持ち出すもの

持ち出し品には優先順位をつけましょう。フード、水、薬は健康や生命に関わるものから、第一に優先されます。最低でも5日分は必要です。次に飼育手帳(ペットの写真、治療中の病名、緊急連絡先などを記載したもの)です。それからペットに必要なもの(ケージ、ペットシートなど)です。これらはすぐ持ち出せるように準備しておきましょう。

- 避難にあたって

犬や猫を連れての同行避難が原則と考えてください。そのためには、避難場所がどこなのか犬や猫を連れての避難が可能なのか、自治体の窓口に確認しておきましょう。また、緊急時に犬や猫を預かってくれる場所を確保しておくといでしょう。

IV 住宅密集地における犬及び猫の飼育

住宅密集地で犬や猫を飼うときは、近隣住民に迷惑をかけない飼い方が基本です。住宅密集地では、近隣との距離が近く、他人のことを考えずに飼育をすれば様々な問題が生じます。また、最近では高齢の犬や猫の遠吠え、夜鳴きなどで、周辺に迷惑をかけることも問題となってきています。最悪の場合、手放さざるを得ない状況になってしまうこともあるようです。

1. 犬を飼うとき、猫を飼うとき

① 犬

住環境によっても飼うのに適した犬の種類は異なります。一般に住宅密集地では鳴き声が大きな、よく吠える特性のある犬種は向かないと言われています。

鳴き声などによる近隣への迷惑の防止や犬とのコミュニケーションを容易にするため、犬はできれば室内で飼いましょう。特に集合住宅、過度に住宅が接しているような場合は、室内飼育をお勧めします。屋外ばかりで飼うことは、犬を家族から引き離すことになり、大変なストレスとなります。また、目が届きにくくなるため、しつけも難しくなります。屋外で飼う場合は、次のことを心がけてください。

- 犬の居場所は犬にとって快適な場所を選びましょう。暑さ、寒さ、雨の対策やノミ・蚊を避けるなどの配慮をしてください。犬小屋の周囲は常に清潔にします。
- 隣家との境界付近には、犬小屋を置かないなど、隣人に配慮しましょう。
- 外部からの刺激で吠えるような場合には、原因を調べてそれにあつた対策を行います。たとえば、外を人が通るのが気になる場合は、犬の居場所を移したり、外から見えないように植え込みを作ったりします。特定のものに対して吠えるようなら、そのものを遠ざけるなどの配慮も必要です。
- 散歩や犬と遊ぶ時間を設けるなど犬とのコミュニケーションを十分とるようにします。
- 鎖につないでいる時は、ストレスを与えないよう、できるだけ動きを制限しないようにし、長時

間つないだままにしないようにします。また、事故防止のため、周りのものが倒れたり、高所からものが落ちてきそうなどころにはつながらないようにします。

② 猫

猫は室内で飼うのが基本です。

屋外には危険がいつぱいです。また、地域住民にふん尿で迷惑をかけることもあり、トラブルの元になりかねません。上下運動のできる場所やリラックスできる場所を用意するなど、心理的、肉体的なストレスを与えないように配慮すれば室内で飼うことは可能です。

猫を飼うときは次のものを用意するよう心がけてください。

● 寝床

猫は狭いところが好きです。体がすっぽり入る程度の市販のハウス、または段ボール箱などにタオルなどを敷きます。キャリーケージを寝床として使えば、病院に行くときなどストレスを与えずに運ぶことができます。

● トイレ

市販の猫用トイレに猫用砂をいれたものを用意します。猫は汚れたトイレを嫌います。いつも清潔にしておきましょう。

● つめとぎ

家具や柱でつめをとぐのは飼い主としては困りものですが、これも猫の習性のひとつです。やめさせるのは無理なので、代わりに専用のつめとぎを用意しましょう。

● 首輪と迷子札等

万一迷子になったときのために、連絡先を書いた迷子札やマイクロチップなどを付けましょう。

● 遊び場

猫は上下運動を好みます。市販のキャットタワーなど、高低差のあるものを上手に使いましょう。

2. 複数頭飼育の際に注意しなければならないこと

犬や猫を複数飼育する、あるいは犬と猫を一緒に飼育する場合があります。複数飼育する場合にはいろいろと注意しなければならないことがあります。

- 動物には1頭1頭、それぞれ違った個性があります。犬同士、猫同士、犬と猫の折り合いが悪い場合もあります。
- オス同士で飼育する場合、順位争いに注意しましょう。
- 吠え声、臭い、ノミ、ダニなどの衛生面は1頭飼い以上に気をつけなければなりません。
- 不妊去勢手術の必要性を考えましょう。ケンカの軽減にもつながります。

3. 室内飼いの際に注意しなければならないこと

犬や猫の健康と安全の確保という観点から、室内飼いは有効な飼い方です。しかし、室内飼いにすることにより、人の生活と犬や猫及び犬猫同士の距離が近づくことによる弊害も起こり得ます。

- 穏やかな生活環境

犬や猫は家族の一員、パートナーです。犬や猫は人の感情を良く汲み取りますので、穏やかな気持ちで犬や猫に接することができるよう家族の間でもこころがけましょう。

また、犬や猫は人とは異なった生き物です。家族の一員とはいえ、犬は犬として、猫は猫としてある程度距離をもって接しましょう。擬人化して扱うことや溺愛はやめましょう。溺愛しすぎると、飼い主がいないと鳴くなどの問題行動を起こすことがあります。

- 室内の温度、湿度管理

犬や猫は夏場などの高温が苦手です。西日が強く当たるような環境や夏場に留守にするような場合、エアコンをかけるなど、適度な室温、湿度を保つ必要があります。その際、エアコンの風が直接犬や猫に当たらないよう注意しましょう。またいつでも自由に新鮮な水が飲めるようにしておく必要があります。

- 床材の配慮

フローリングなどで滑って関節を痛めるなどの事故が起きることがあります。滑る場合にはカーペットを敷くなどして、歩きやすくしてあげましょう。カーペットはよく掃除をして清潔にしましょう。ペット専用のカーペットもあります。

- 事故の防止

犬や猫は、いろいろなものを口にしたり、観葉植物や電気製品をかじったり、物を動かして高いところにあるものを落としたりと、思わぬ行動による事故をおこす可能性があります。普段からのしつけと同時に、事故を起こさないような室内環境に気を配る必要があります。

- タバコや化学物質の影響

タバコの副流煙は人だけでなく一緒に暮らす犬や猫の健康にも悪影響を与える可能性があります。受動喫煙の害に気をつけてください。

消臭剤、殺虫剤などの化学薬品にも注意して、犬や猫の近くで使用することは控えましょう。また、スプレーなどをまくと下に溜まりますので、換気を良くするようにしましょう。犬や猫は壁紙の接着剤など、いわゆるシックハウス症候群の原因物質になるようなものに対しても敏感です。これらの化学物質は、嗅覚の鋭い犬や猫には想像以上のストレスとなる可能性があります。

- 衛生害虫の発生防止

ノミ、ダニ、ハエなど衛生害虫の発生を防止するため、こまめに掃除を行いましょう。

4. 犬の散歩時に気をつけること

犬と人、他の犬などとのトラブルを防ぎ、快適な居住環境を維持・向上していくために、次のことを守りましょう。

- ふん尿の処理

散歩のときは必ず処理袋を携行し、ふんは自宅に持ち帰って処理をしましょう。場所によっては排尿の跡を水で洗い流すなどの配慮も必要です。

日ごろから、自宅で排泄を済ませてから散歩に行くような習慣をつけましょう。

- ノーリードで遊ばせない

散歩時だけでなく、公園などにおいても必ず犬にリードをつけてください。放し飼いは原則禁止とされているだけでなく、犬が交通事故にあつたり、人に危害を及ぼしたりする場合があります。散歩中の他の犬に対して危害を及ぼす、犬同士のケンカを止めに入った飼い主を咬んでしまう、子供に対してじゃれてケガを負わすなどの事故が起こっています。

犬を遊ばせる時は、ドッグラン(犬を自由に遊ばせる広場)などを上手に利用しましょう。

5. 集合住宅における犬及び猫の飼育

近年、ペットを飼育することのできるマンションが増えてきています。同じ建物内に多数の世帯が住み、共用部分もあるマンションなどの集合住宅では、犬や猫の飼育をめぐる近隣とのトラブルが発生しやすく、一戸建ての住宅に比べ、飼い主には細心の注意を払いながら飼育する責任があります。

(1) これから集合住宅で犬や猫を飼い始める方へ

これから集合住宅で犬や猫の飼育を計画されている方は、以下の点に注意しましょう。

- 衝動買いをしない

飼い始める前には、その集合住宅で犬や猫が飼育できるか、飼育条件(体重や頭数の制限など)はないか、家族全員の同意があるか、十分な世話ができるか、住環境は整っているかなど、よく検討してください。

- 犬や猫のことを勉強する

犬や猫の本能や習性を正しく理解してください。

- 不妊去勢手術をする

落ち着いた穏やかな性格になり、発情期に大声で鳴くことや、マーキングなどが少なくなり飼いやすくなります。

- 集合住宅に適した犬・猫を選ぶ

一般的にはエレベーターに乗るときに抱きかかえることができる、中小型種がよいでしょう。穏やかな大型犬も飼うことができますが、他の人が利用していない時にエレベーターを利用するなどの配慮が必要となります。犬については、鳴き声の問題が少なく、しつけがしやすい、抜け毛や体臭の少ない犬種について、「飼い主の会(ペットクラブ)」(後述Ⅳ. 4.(3)を参照)で実際に飼っている人やペットショップなどに相談をするとよいでしょう。

(2) 集合住宅における飼育の注意事項

集合住宅で犬や猫を飼育する際には以下の点に注意してください。他の居住者の迷惑にならないようにすることが基本です。

- 周囲には動物が好きではない人がいるかもしれません。最初に近隣への挨拶をしておくことで防ぐことができるトラブルもあります。上下、左右の部屋の居住者には犬や猫を飼育していることを必ず知らせてください。
- 犬や猫は自宅または管理者により指定された場所で飼いましょう。共用部分となっているベランダには、犬や猫を出さないようにしましょう。
- 犬や猫の毛が布団についた、食事中に犬や猫の毛が入ってきたといった苦情があります。自宅の居室内または指定された場所以外で、犬や猫にフードや水を与えたり、排便、排尿、毛の手入れ(ブラッシング)を行ってはいけません。また抜け毛などを排水管に流したりしないようにしてください。
- 犬や猫の鳴き声、室内での走り回りなどの騒音に注意し、近隣に迷惑をかけないようにしましょう。
- 悪臭が近隣に伝わらないよう、トイレの位置に気を配りましょう。
- ノミ、ダニ、ハエなど衛生害虫の発生を防止するため、こまめに掃除を行いましょう。害虫が発生したら、自分の家だけでなく、他のお宅に迷惑をかけるかもしれません。
- 集合住宅の共用部分で人に飛びついたり、尿をしてしまうかもしれません。エレベーターでは動物が苦手な人と同乗することもあります。共用部分では極力抱いて移動しましょう。エレベーターでは同乗者の了解を得るか、途中階で一旦降りるなどの配慮をしましょう。
- マンションの管理規約を遵守しましょう。



コラム 集合住宅のペット飼育について

一般的にペット飼育可の集合住宅は、以下のような対応をしているようです。

1. 管理組合又は貸主（以下「管理組合等という」）

- 管理組合等としてペットの飼育について議論を行い、可否を決め、許可する場合には飼育条件等を明確にする。
- 規約・細則を作成する。
- 飼い主の会（ペットクラブ）の指導・支援を行う。

2. 集合住宅管理規約・細則

集合住宅でのペットの飼育に関しては、それを認める、認めない等の基本的事項は規約で定め、認める場合は手続き等の細部の規定を使用細則で規定することが多いようです。

● 規約

国土交通省が「マンション標準管理規約」の中でペット飼育を容認する規約例を示しています。

● 細則

自治体などでは細則を定めている場合もあります。

(3) 飼い主の会（ペットクラブ）

集合住宅では、ペットの飼い主は、適正な飼育をするように「飼い主の会（ペットクラブ）」などを設けて適正な飼い方について普及しましょう。飼い主の会（ペットクラブ）は、管理組合等の指導の下、飼い主全員、及びその他の入会を希望する居住者で構成される組織です。

飼い主の会（ペットクラブ）の役割は次のとおりです。

- 飼い主とその他の居住者が相互の友好を深め、連携してペットの正しい飼い方の普及を行う。
- ペット飼育におけるモラル向上をめざし、住人全体にペットの飼育を認めてもらえるよう努める。
- 規約などに違反した飼い主に対して、適切な飼い方を指導する。

- 集合住宅内の共用部分や周辺的环境や衛生の保持に努める。

具体的な活動は次のようなものがあります。

- 飼育ペットの登録を行う。
- マナー講習会などを実施する。
- 飼育の規約を作成する。
- ペットに関するクレームの受け皿になる。
- 集合住宅及びその周辺の清掃活動に取り組む。

コラム 補助犬について

補助犬とは、盲導犬、聴導犬、介助犬など、目や耳、からだの不自由な人のために働く犬の総称で、「身体障害者補助犬法」により認定された特別な訓練を受けた犬です。

法律で公共施設・交通機関、不特定多数の人が利用する施設などは、同伴を拒んではならないと決められています。

公共施設はもちろん、その他の場所でも同伴することができるわけですから、補助犬及びその使用者が困ることがないように、周りが理解しなければいけません。

街中などでも補助犬をみかけたら不必要に声をかけない、手を出さない、優しく見守るなど、配慮しましょう。また、使用者の方が困っているようであれば、「何かお手伝いすることはありますか」と声をかけてください。



V 地域猫

1. 飼い主のいない猫の現状

全国の自治体で約20万頭の猫が収容され、その多くが殺処分されています。また殺処分される猫のほとんどは、不妊去勢手術をされていないために生まれた、生まれて間もない子猫です。

飼い主のいない猫も地域住民で適切な管理を行えば、猫による様々な被害を減らしていくことが可能となります。また、時間はかかりますが、猫の数を減らすことに成功した事例もあります。

そのためには、地域住民の合意のもと、それぞれの地域の実情に合わせたルールづくりが必要です。

※地域猫とは

地域の理解と協力を得て、地域住民の認知と合意が得られている、特定の飼い主のいない猫。

その地域にあった方法で、飼育管理者を明確にし、飼育する対象の猫を把握するとともに、フードやふん尿の管理、不妊去勢手術の徹底、周辺美化など地域のルールに基づいて適切に飼育管理し、これ以上数を増やさず、一代限りの生を全うさせる猫を指します。

2. 地域猫活動

地域猫活動は地域住民と飼い主のいない猫との共生をめざし、不妊去勢手術を行ったり、新しい飼い主を探して飼い猫にしていくことで、将来的に飼い主のいない猫をなくしていくことを目的としています。ただし、実際に数を減らしていくためには、複数年の時間を必要としますので、当面は、これ以上猫を増やさない、餌やりによる迷惑を防止するなどを目的としています。地域猫活動は、「猫」の問題ではなく「地域の環境問題」としてとらえ、地域計画として考えていく必要があります。

地域猫は野良猫とは異なります。フード、水やりの場所は決められ、排泄物の処理や周辺の清掃なども行われます。不妊去勢手術が行われることで数が増えることが抑えられます。

地域住民は猫による被害の現状を十分認識し、野良猫を排除するのではなく、地域住民が飼育管理することで、野良猫によるトラブルをなくすための試みであることを理解しなければなりません。

同時にこれ以上飼い主のいない猫を増やさないために、飼い猫を捨てることは犯罪になることを周知し、捨て猫の防止を徹底していく必要があります。

いくつかの自治体では、飼い主のいない猫に関するガイドラインが作成されています。

3. 地域猫活動の実際

(1) それぞれの役割

- 地域猫の世話をする人(活動の主体)

飼い主のいない猫対策に取り組む主体になります。

地域住民のボランティアを中心に、趣旨に賛同したその他の地域住民や地域猫活動に経

験を持つボランティア団体などとともに活動を行います。

代表者を決め、グループ、集団で役割分担しながら活動します。

- 行政

地域猫活動の普及啓発をはかります。

地域の対策に沿って必要な支援を行います。

具体的には、活動資金の助成、住民や関係者の連絡調整、ボランティア団体と連携したノウハウの提供、活動グループのネットワーク化、ガイドラインの普及、適正飼育の指導などがあります。

- ボランティア団体

経験があるボランティア団体などに地域住民の相談に応じてもらったり、活動に参入してもらおうと効果的な場合があります。

(2) 地域の合意

地域猫活動の実施には周辺住民の理解が必要であり、自治会としての合意は重要です。地域猫活動は、一方的に行えば人間同士のトラブルの原因になりかねません。

まず、周辺の人々に十分に趣旨を説明し、理解を得た上で行いましょう。地域で話し合いを行う際は、実際に活動を行う人、自治会、猫が苦手な方、猫の管理に反対な方も含めてください。

事前に各関係者が集まり現状を確認した上で、活動を行うかを検討し、意思の統一を確認した上で活動を始めることが必要です。

(3) 活動のルール作り

参加者で役割分担、ローテーション、日程を決め、無理なく活動が継続できるよう、体制を作ります。

代表者を決め、トラブル・問題が発生した場合は対処します。代表者の連絡先などは明確にしておきます。苦情や意見は真摯に受け止め、記録として残しておくことで役に立ちます。

地域猫活動を行うことが決まったら、地域猫の世話をする人、自治会及び地域住民が集まり説明会を開きます。

(4) エサやり

エサやり場は地域住民の迷惑がかからない場所に固定します。

エサは決められた時間に与え、それ以外是与えないようにしましょう。量は猫が食べきれるだけを与え、食べ終わるのを待って容器を回収し、周辺の清掃をしましょう。置きエサは絶対にやめましょう。カラスがきたり、ハエ・ゴキブリなどの害虫発生や悪臭の原因になります。

エサや水は健康維持を考えて十分配慮してください。残飯を与えた場合には、猫のふん尿の悪臭を誘発し、また、猫が人間の食べ物の味を知ることによりゴミなどを漁ってしまう場合もあるの

で、キャットフードを与えます。

(5) トイレの設置

周辺住民の理解が得られる場所にトイレを設置し、そこで排泄させるようにしましょう。排泄場所は常に清潔に保ち、排泄物は速やかに片付けましょう。

定期的にパトロールなどを行い、トイレ以外の場所に排泄してしまっても、すみやかに処理、清掃します。

(6) 不妊去勢手術

地域猫活動に不妊去勢手術は不可欠です。性成熟する前(生後6ヶ月頃)に、オス、メスともに行うことが望まれます。飼い主のいない猫の寿命は4～5年とされています。このため、地域の全ての飼い主のいない猫に不妊去勢手術を行えば、不幸な子猫の繁殖が防げ、だんだんと数が減っていくこととなります。また、手術をすることにより性質がおとなしくなり、行動範囲が狭くなって、発情期の鳴き声やマーキングなども抑えられます。

飼い主のいない猫の不妊去勢手術は、猫の捕獲が予定どおりいかないことや院内感染源となる可能性があるなど、獣医師の負担も大きいようです。事前に、活動に理解のある動物病院へ協力を依頼しておく必要があります。

捕獲は1回で完了しないため、不妊去勢手術した猫と、未実施の猫の識別をする必要があります。識別する方法としては、V字カット、耳ピアス(ビーズ)、マイクロチップなどがあります。

(7) その後の管理

世話をしている猫の数、個体識別、健康状態の把握を行います。

世話をしている猫には首輪、名札などの目印をつけ、他の猫とは区別します。

感染症予防のため健康状態を把握し、異常を見つけた場合は、活動の代表者や獣医師に報告するなどの処置をします。

繁殖制限を受けていない猫が入ってきた場合など、個体把握をしていれば対処が早くなります。また、エサ代や不妊去勢手術費など、1年間あたりに必要な資金が計算しやすくなります。

(8) 猫の譲渡(飼い猫化していくために)

地域猫から飼い猫になった例もあります。

捕獲した猫を新しい飼い主に譲渡する場合には以下のことに注意します。

譲渡を目的とする捕獲は、原則的に、猫に無用な警戒心を与えないために捕獲器の使用は控えます。譲渡先の飼育に問題を生じさせないためにも、継続的なエサやりにより飼い猫に近い状態まで人に慣れさせてから捕獲します。

新しい飼い主へは、地域猫であったことやその習性、留意事項を正しく伝えるとともに、終生飼

育・適正飼育のために本ガイドラインを紹介して、適正飼育に関する情報提供を行います。

コラム TNR活動

TNR 活動は、地域猫活動の基本となる考え方で、飼い主のいない猫の繁殖を抑え、自然淘汰で数を減らしていくことを目的に、捕獲（Trap）し、不妊去勢手術（Neuter）を施して元のテリトリーに戻す（Return）活動のことです。



VI 迷惑防止策

住民の中には犬や猫が嫌いな人やアレルギーで近寄れない人がいます。敷地内に入ってきた犬や猫のふん尿に悩まされる場合もあります。また、猫がペットの小鳥や金魚をとったりする場合があります。犬や猫が家の敷地に入ってこられないようにする方法を紹介します。

- ごみの処理を確実にして、荒らされないようにする。
- 犬や猫が入れないように網やネットなどで進入路を防ぐ。
- 猫は水を嫌うので、通り道、ふんをする場所に水をまく。
- 市販の猫専用忌避剤、酢、木酢液などを散布する。
- 市販されている超音波発生器（センサーが猫をキャッチすると超音波を放射する機器）などの猫よけグッズを使用して猫の侵入を防ぐ。
- 迷惑防止策のプレートなどを自治体からもらって貼る。
『犬のふん放置禁止』など、市区町村や保健所で配布していることがあります。

コラム 動物の遺棄・虐待は犯罪です

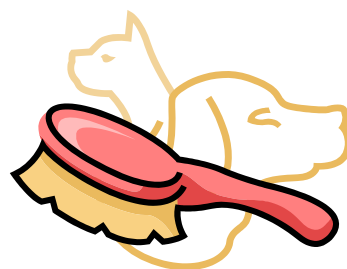
動物愛護管理法では、動物の遺棄・虐待行為について以下のとおり規定しています。

第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 愛護動物に対し、みだりに給餌又は給水をやめることにより衰弱させる等の虐待を行った者は、50万円以下の罰金に処する。

3 愛護動物を遺棄した者は、50万円以下の罰金に処する。

犬猫の殺傷はもちろん、子犬や子猫を捨てる行為や、必要な食事や水を与えないといった行為などは絶対に行ってはなりません。飼い主には大きな責任があることを自覚しましょう。



VII 困ったときの相談先

わからないことや困ったことがあれば、都道府県、指定都市、中核市の動物愛護管理担当部署、あるいは最寄りの動物愛護センター、保健所、獣医師会などに相談しましょう。

また全国組織である財団法人日本動物愛護協会、社団法人日本動物福祉協会、公益社団法人日本愛玩動物協会や地域の動物愛護関連の公益法人などでも相談を受けているところがあります。

本ガイドラインの策定に当たっては、「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン制定検討委員会」で検討しました。

○住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン制定検討委員会委員名簿

| 氏名 | 所属 |
|-------|--------------------------|
| 浅野 明子 | 高木國雄法律事務所 弁護士 |
| 岡崎 留美 | 東京都動物愛護相談センター多摩支所 指導監視係長 |
| 佐々木 浩 | 筑紫女学園大学短期大学部 教授 |
| 鈴木 眞二 | 静岡県富士保健所 動物保護第2指導班 主幹 |
| 吉野 功 | 財団法人日本動物愛護協会 事務局長 |

(50音順、敬称略)

<参考資料>

本ガイドラインの策定に当たり、以下の資料を参考にしました。

- ・「集合住宅におけるペット飼育ガイドライン」 静岡県厚生部生活衛生室
- ・「飼い主のいないねこの管理マニュアル(試行版)」 静岡県厚生部生活衛生室
- ・「災害に備えよう」 緊急災害時動物救援本部
- ・「集合住宅における動物飼養モデル規程」 東京都衛生局
- ・「川崎市ねこの適正飼養ガイドライン」 川崎市健康福祉局
- ・「福岡市ねこと共生ガイドライン」 福岡市動物管理センター
- ・「犬の飼い方」 東京都福祉保健局
- ・「猫の飼い方」 東京都福祉保健局
- ・「佐賀市地域猫推進基本方針」 佐賀市環境下水道部
- ・「立川市猫の飼育・管理に関するガイドライン」 立川市環境下水道部
- ・「和光市猫の飼育ガイドライン」 和光市市民環境部
- ・「長崎市猫の適正飼育ガイドライン」 長崎市福祉保健部
- ・「人と猫が共生できる街をめざして」 横浜市 磯子区福祉保健センター
- ・「青葉区ねこと暮らしガイドライン」 横浜市 青葉区福祉保健センター
- ・「西区猫の飼育ガイドライン」 横浜市 西区福祉保健センター
- ・「目黒区ネコの飼育ルール」 目黒区保健所
- ・「練馬区飼い主のいない猫の地域猫活動ガイドライン」 練馬区保健所
- ・「杉並区における猫の適正飼育と飼い主のいない猫対策」杉並区動物対策連絡会
- ・「飼う前に考えて！」 環境省 自然環境局総務課動物愛護管理室
- ・「あなただけにできること」 環境省 自然環境局総務課動物愛護管理室
- ・「捨てないで迷子にしないで」 環境省 自然環境局総務課動物愛護管理室
- ・「まもれますか？ペットの健康と安全」 環境省 自然環境局総務課動物愛護管理室
- ・「めざせ！満点飼い主」 環境省 自然環境局総務課動物愛護管理室

(順不同)



発行:環境省自然環境局総務課動物愛護管理室
所在地:〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
<http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/>
平成22年2月発行

地球のいのち、つないでいこう



生物多様性

